

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和8年8月4日（火）午前9時04分～午前10時02分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 教育長 企画財政部長 総務部長
 市民部長 地域文化スポーツ部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。

議事に先立ち、3期目に入り、公約や施策等を進めて行くに当たり、既に新年及び選挙後にも管理職へお話ししましたが、再度確認させていただきます。

承知のとおり、副市長が不在ですが、当面の間、充てる予定はありません。市民の皆様の「生活の質の向上」を公約とし、これに基づく施策を実行していく必要があります。最終責任は市長にありますので、部課長は、失敗を恐れず、責任をもって事業を進めてください。部課長が指示し、職員がそれに基づいて事業を実施することになりますが、職員からのボトムアップで考え方を出示していただき、仕事を進めてください。

ここで大事なのは、報連相です。報告、連絡、相談がないと進まないのも、庁議での情報等については、必ず職員まで行き届くようにしてください。それには、単なるメールだけの情報ではなく、丁寧に管理職が職員に下ろしてください。また、現在実施している事業について、部課長も状況を把握しなければいけません。しっかり仕事をしてくれるので任せているというのは美的に聞こえますが、それは単に放棄していることにもなるため、必ず部長も全てを把握してください。部課長がしっかり把握していると、職員から報告や相談が入ることにもつながるので、任せることも大事ですが、全体的に把握しておく必要はあります。

もう一方で大切なのは、横申しを入れることです。縦申しは、部で報連相を行うことで進みますが、今の施策は各部にまたがることが多いため、横申しが入らないと、うちの部は聞いていませんとか、関与していませんということになり、まちづくり全体が進みません。一例として、(仮称)西和泉スポーツ施設ですが、ここには様々な機能が入るため、関係する部が事前に内容

を把握せずに建設部門やとりまとめ部門にお任せでは、まちづくりは進みません。部課長は大変になりますが、これは本来当たり前のことで、今までは上の判断で仕事を進めていた状況もありましたが、今後は部課長の判断責任において仕事を進めてください。狛江市の今までの状況では、どうしても上の判断に委ねてしまい、そこがしっかりできていませんでした。そうすると、やらされている感覚になってしまいます。そうではなく、職員にも、自分たちで作り上げ、自分たちでまちづくりを進めている、市民サービス、事業を行っていると思ってもらえるように、やりがいを持てるように進めてください。

それでは、審議事項１「令和８年度補正予算案について」の説明をお願いします。

部 長 令和８年度狛江市一般会計補正予算（第３号）について説明します。今回の補正予算の主な内容は、中東情勢の悪化に伴い、調達価格が高騰しているごみ指定袋の費用の増額や感震ブレーカー設置に対する補助制度の創設のほか、前年度決算の整理等を行うものです。

第一表 歳入歳出予算補正です。歳入歳出それぞれ１６億６,５０７万円増額し、予算総額を４１２億９,０９８万１千円とするものです。

第二表 債務負担行為補正です。生活困窮者自立相談支援事業等業務は、令和９年度以降も相談支援業務を継続するため、現在の受託事業者の評価を令和８年度中に行い、必要な手続きを実施するものです。

歳入です。

「１０款 地方特例交付金、説明欄１ 個人住民税減収補てん特例交付金」は、額の確定により、２９１万４千円減額するものです。「説明欄２ 自動車税減収補てん特例交付金 環境性能割分」は、額の確定により、４６７万円減額するものです。「説明欄３ 軽自動車税減収補てん特例交付金 環境性能割分」は、額の確定により、３１万４千円増額するものです。「説明欄４ 地方揮発油譲与税減収補てん特例交付金」は、額の確定により、６１万８千円減額するものです。

「１１款 地方交付税、説明欄１ 普通交付税」は、額の確定により、３億１,８４１万５千円増額するものです。

「１５款 国庫支出金、２項 国庫補助金、２目 民生費国庫補助金、説明欄１ 社会資本整備総合交付金 住宅・建築物安全ストック形成事業」１３８万円は、歳出の木造住宅耐震改修助成金の補正に連動し、計上するものです。

「説明欄３ 地域診療情報連携推進費補助金」８２万５千円は、システム改修に対する補助です。「３項 委託金、２目 民生費委託金、説明欄１ 基礎年金事務委託金」１１２万２千円は、システム改修に対する委託金です。

「16 款 都支出金、2 項 都補助金、1 目 総務費都補助金、説明欄 1 市町村総合交付金」8,400 万円の減額は、小学校給食費無償化の負担割合が国 2 分の 1、都 2 分の 1 となったことに伴い、財源を整理するものです。「説明欄 11 区市町村感震ブレーカー設置支援事業補助金」42 万 2 千円は、感震ブレーカー設置支援事業に対する補助です。「2 目 民生費都補助金、説明欄 4 戸建住宅等耐震化促進事業補助金」131 万円は、歳出の木造住宅耐震改修助成金の補正に連動し、計上するものです。「3 目 衛生費都補助金、説明欄 2 医療保健政策区市町村包括補助事業補助金」13 万 7 千円は、東京都災害医療図上訓練の実施に伴う、災害医療・薬事コーディネーター報酬等の増額に対する補助です。「4 目 農業費都補助金、説明欄 3 未来に残す東京の農地プロジェクト補助金」124 万 3 千円は、新たに設置する、防災兼用農業用井戸の補助に対する、補助です。「7 目 教育費都補助金、説明欄 16 公立学校給食費負担軽減補助金」1 億 311 万円は、小学校給食費無償化の負担割合が国 2 分の 1、都 2 分の 1 となったことに伴い、財源を整理するものです。

「19 款 繰入金、1 項 繰入金、1 目 基金繰入金」は、当初予算で繰り入れることとしていた、財政調整基金について、普通交付税額の決定等により 1 億 5,253 万 1 千円減額するものです。「2 目 特別会計繰入金」は、令和 7 年度決算確定により整理するもので、国民健康保険特別会計繰入金は 2,073 万 6 千円、後期高齢者医療特別会計繰入金は 2,649 万 7 千円、介護保険特別会計繰入金は 1,025 万 1 千円、それぞれ増額するものです。

「20 款 繰越金、説明欄 1 前年度繰越金」14 億 2,404 万 1 千円は、前年度の決算剰余金を整理するものです。

歳出です。

「2 款 総務費、1 項 総務管理費、2 目 文書管理費、説明欄 1 文書管理関係費」132 万円は、文書管理システムの仕様変更に伴う改修費です。

「6 目 財産管理費、説明欄 2 公共施設整備基金費」は積立金を 7 億円増額するものです。「11 目 諸費、説明欄 1 一般事務費」4 億 1,077 万 2 千円は、令和 7 年度決算の確定に伴い、過年度国都支出金等還付金を増額するものです。

「3 款 民生費、1 項 社会福祉費、1 目 社会福祉総務費、説明欄 2 一般事務費」165 万円は、更生医療に係る、医療機関におけるオンライン資格確認に対応するためのシステム改修を実施するものです。「5 目 国民年金費、説明欄 2 国民年金事務費」112 万 2 千円は、育児期間に係る国民年金保険料免除制度創設等に伴うシステム改修を実施するものです。「7 目 住宅関係費、説明欄 6 住宅等耐震化促進関係費」400 万円は、不足が見込ま

れる木造住宅耐震改修助成金を増額するものです。

「4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、説明欄 12 災害医療コーディネーター関係費」27万4千円は、東京都災害医療図上訓練の実施に伴う、災害医療・薬事コーディネーター報酬等を増額するものです。

「2項 清掃費、1目 清掃総務費、説明欄 3 清掃施設整備基金費」は、積立金を5,000万円増額するものです。「2目 塵芥処理費、説明欄 6 ごみ減量対策費」1,836万7千円は、中東情勢の悪化に伴い、調達価格が高騰しているごみ指定袋の費用を増額するものです。「4目 清掃施設費、説明欄 1 リサイクルセンター維持管理費」262万5千円は、リサイクルセンターで運用している、雨水ろ過ポンプや排水ポンプ等を修繕するものです。

「6款 農業費、1項 農業費、3目 農業振興費、説明欄 2 農業振興関係費」145万1千円は、新たに設置する、防災兼用農業用井戸を補助するものです。

「8款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、説明欄 11 都市計画事業基金費」は、積立金を2億4,000万円増額するものです。

「9款 消防費、1項 消防費、4目 災害対策費、説明欄 2 災害対策関係費」63万4千円は、感震ブレーカーの設置に要する費用を補助するものです。

「10款 教育費、1項 教育総務費、3目 教育指導費、説明欄 21 情報教育推進費」580万5千円は、当初予算にて購入を予定していた学習者用端末、通称GIGAタブの大幅な価格上昇に対応するものです。「5項 社会教育費、1目 社会教育総務費、説明欄 13 歴史公園維持管理費」104万5千円は、倒木のあった土屋塚古墳公園において、同様に倒木の恐れがある樹木を伐採するものです。「4目 図書館費、説明欄 1 中央図書館運営費」667万4千円は、新設される図書館の人員配置について、司書等を増員するものです。

「11款 公債費」は、利率見直しと、令和7年度の借入額及び利率の確定に伴う整理により、元金を500万8千円、利子を1,618万8千円増額するものです。

「12款 諸支出金、1項 基金費、2目 減債基金費、説明欄 1 減債基金費」は、普通交付税のうち1億9,179万6千円は、平成19年から22年までの臨時財政対策債償還基金費として交付されたため、その分を積み立てるものです。

「13款 予備費、説明欄 1 予備費」633万9千円は、エアコン購入費助成事業の受付期間延長に伴うものや、7月に発生した土屋塚古墳公園の倒木撤去の費用、熊本地震支援等に充用したため、戻すものです。

以上、令和８年度狛江市一般会計補正予算（第３号）の説明とさせていただきます。

なお、GIGAタブ購入は令和９年度４月当初に向けた準備となり、早期に発注する案件等があるため、初日審議でお願いします。

市長 特別会計についても続けてお願いします。

部長 令和８年度狛江市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、説明します。今回の補正予算の内容は、システムの標準化に伴い、通知書等の発送準備に一定の時間を要するため債務負担行為を設定するほか、令和７年度決算に伴う整理を行うものです。

第一表 歳入歳出予算補正です。歳入歳出それぞれ７,３１０万１千円増額し、予算総額を７５億１,５２４万６千円とするものです。

第二表 債務負担行為補正です。通知書等作成及び封入封かん業務は、システム標準化に伴い、令和９年度の当初納税通知書等の発送準備を事前に実施する必要があることから、事業者の選定を令和８年度に行うものです。

歳入です。

「５款 繰越金、前年度繰越金」７,３１０万１千円は、前年度の決算剰余金を整理するものです。

歳出です。

「６款 諸支出金、１項 償還金及び還付金」は、令和７年度決算の確定に伴い都支出金等を精算するため、１目 一般被保険者償還金及び還付金は、４,５５８万１千円、３目 特定健診・特定保健指導償還金及び還付金は、６７８万４千円増額するものです。「２項 繰出金、１目 一般会計繰出金」２,０７３万６千円は、一般会計へ戻すものです。

続いて、令和８年度狛江市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、説明します。

今回の補正予算の内容は、システムの標準化に伴い、通知書等の発送準備に一定の時間を要するため債務負担行為を設定するほか、令和７年度決算に伴う整理を行うものです。

第一表 歳入歳出予算補正です。歳入歳出それぞれ１,５４６万７千円増額し、予算総額を２６億９,４２６万８千円とするものです。

第二表 債務負担行為補正です。通知書等作成及び封入封かん業務は、システム標準化に伴い、令和９年度の保険料額決定通知書等の発送準備を事前に実施する必要があることから、事業者の選定を令和８年度に行うものです。

歳入です。

「５款 繰越金、前年度繰越金」１,２２２万３千円は、前年度の決算剰余金を整理するものです。

「6款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、説明欄3 保険料未収金補てん分負担金過年度還付金」266万6千円、次の「説明欄4 葬祭事業費負担金過年度還付金」57万8千円は、令和7年度の追加交付分です。

歳出です。

「2款 広域連合納付金、1項 広域連合納付金、1目 広域連合分賦金、説明欄1 広域連合負担金」は、前年度の負担金の精算を今年度の負担金を増減することにより整理するため、1,844万5千円減額するものです。

「4款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、1目 保険料還付金、説明欄1 保険料還付金」269万5千円は、保険料の過年度還付金です。「3目 その他還付金、説明欄1 その他還付金」472万円は、子ども・子育て支援事業費補助金等の過年度還付金です。「2項 繰出金、1目 一般会計繰出金」2,649万7千円は、一般会計へ戻すものです。

続いて、令和8年度狛江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明します。今回の補正予算の内容は、令和7年度決算に伴う整理をするものです。

第一表 歳入歳出予算補正です。歳入歳出それぞれ1億8,679万3千円増額し、予算総額を82億6,147万2千円とするものです。

歳入です。

「3款 国庫支出金、2項 国庫補助金」2目の33万9千円及び3目の83万7千円は、地域支援事業交付金の過年度追加交付です。

「5款 都支出金、2項 都補助金」1目の21万2千円及び2目の41万8千円は、地域支援事業交付金の過年度追加交付です。

「9款 繰越金、前年度繰越金」1億8,498万7千円は、前年度の決算剰余金を整理するものです。

歳出です。

「5款 基金積立金、1項 基金積立金、説明欄1 介護保険給付費準備基金積立金」9,771万8千円は、前年度決算整理に伴う積み立てです。

「7款 繰出金、1項 繰出金、1目 他会計繰出金」1,025万1千円は、一般会計へ戻すものです。

「8款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、2目 償還金、説明欄1 国庫支出金等過年度分返還金」7,882万4千円は、介護給付費負担金等の過年度返還金です。

なお、特別会計についても、一般会計との繰入・繰出金があるため、初日審議でお願いします。

市長

特に意見等なければ、各会計について案のとおり決定します。

審議事項2「狛江市人権施策取組状況報告書（令和7年度事業）（案）及

び粕江市男女共同参画推進計画・令和7年度推進状況報告書（案）について」は、粕江市人権・男女共同参画推進本部会議で了承されたため、庁議においても了承します。

次に、報告事項1「令和7年度主要な施策の成果説明書・決算資料について」を報告してください。

部 長 令和7年度主要な施策の成果説明書・決算資料を取りまとめたので、決算審査意見書、決算書とあわせて議会へ送付します。

なお、既に各課に確認いただいておりますが、何かありましたら、8月7日までに財政課へ連絡をお願いします。

市 長 続いて、報告事項2「令和7年度決算審査の講評への出席について」を報告してください。

部 長 令和7年度粕江市各会計歳入歳出決算及び各基金運用状況審査の講評が、8月17日午前9時から特別会議室で実施されるため、市長、教育長、会計管理者、各部（局）長及び財政課長の出席をお願いします。

市 長 続いて、報告事項3「令和8年熊本地震に伴う熊本県宇土市への支援について」を報告してください。

部 長 粕江市と宇土市は、平成30年2月に「災害時における相互応援に関する協定」を締結しており、今回の被災を受けて宇土市長からの支援要請があったため、物資支援及び人的支援を行いました。

支援内容については、まず、物的支援として、携帯トイレを10,000回分（100箱）、水500mlを2,520本（105箱）を実施しています。河合危機管理監及び安心安全課の菅原主査が7月30日に出発し、翌31日に現地で引き渡しを行っています。

また、人的支援として、市民課の野澤主事、総務課の吉田主事を派遣しており、7月31日に出発し、現在2人とも罹災証明書発行業務に従事しています。こちらの職員派遣は8月7日までの予定です。

資料の写真は、出発前の状況や、宇土市到着後の宇土市長と危機管理監の懇談の状況となります。宇土市長から、水の支援はもちろんのこと、特に携帯トイレについて非常に感謝されたとのことでした。

また、罹災証明書発行業務についても、開始当初から被災された住民が殺到しており、1日400人程度を受け付けているとのことで、担当窓口を増やすことを計画している中、宇土市の現場の職員からも今後の支援について、中長期派遣を行っている自治体は現時点で他になく、粕江市から継続派遣していただけると大変助かるとの話がありました。これを受け、今後の職員派遣スケジュールについて、部の輪番による実施を考えていましたが、8月3日に宇土市に確認したところ、間もなく九州の自治体等（徳島県、香川県、

福岡県、滋賀県、京都府）から対口支援が入ってくるようですので、狛江市から宇土市への支援については、第2陣をもって終了となります。第2陣の派遣職員については、すでに秘書広報室の石川主事、学校教育課の田添主事を選出いただいております。現在、飛行機や宿泊所の予約等の手続を進めています。

今後、都や市長会等を通じた職員の派遣要請が行われることも想定されます。その際は、この表をもとに、改めて第3陣から派遣職員の選出をお願いしたいと考えています。当市でも災害に遭った場合の被災市の対応や地域住民の声、他の応援自治体の動き等、職員にとっても大変貴重な経験となるため、全庁的な協力をお願いします。

市長 本件について、質問等ありますか。

部長 災害協定を締結している宇土市への支援ということで、迅速な対応は非常に良かったと思います。ただ、一つ残念だったのが、支援に出発する直前まで庁議メンバーへ情報提供がなかったことです。また、市の危機管理監を派遣することについても驚かされたところでした。市職員を他の自治体へ派遣することについては、全体的な周知があっても良かったと思いますし、臨時庁議等も開催できたら良かったのではないかと考えています。

もう1点、平成28年熊本地震の際に、狛江市でふるさと納税を活用した代理申請を受け付けていたことがあります。今回は実施しないのかについても確認できればと思います。

市長 今回、危機管理監が中心となって支援に伺いました。これは危機管理監の責任においてやっていただいたことです。先ほどの話にもあった、横串しが足りないというのはこういうことです。本来、しっかり横串しが刺されれば、情報は皆様方へ届いたと思います。

部長 今回緊急の対応ではありましたが、御指摘いただいたように、庁議メンバーの皆様への周知や、臨時庁議で事前協議した上で派遣や支援の準備をすることについては、今回の対応を踏まえて改善します。

市長 現地に入る際に、どのような被害状況なのか分からなかったのも、自衛隊のOBであり、現地の自衛隊にも顔が利く危機管理監に行っていたのは、ベストの配置、派遣だったと思います。危機管理監が不在のときに、狛江市で何か起きたらどうするのかという点については、災害対策本部長は私ですので、危機管理監が不在であっても体制は組めます。危機管理監が支援に伺ったことによって、先方もしっかり対応してくれたと感じていただけたと思います。

ふるさと納税の話ですが、検討の余地があるかもしれませんが、税収が外に出ていくことになるため、その辺りも踏まえ、総合的に考えてください。

急な派遣ということで、対応した皆様は大変御苦勞様でした。40 度という暑い中、狛江市の職員が現地で対応していただいております、これから出発される方もいます。市長会でも支援ということになるかと思しますので、その際は各部の協力が必要です。狛江市で災害が起きた際には、他自治体に来ていただくことになりますので、経験といった面でも率先して手上げをしていただきたいと思います。

続いて、報告事項 4「狛江市民総合体育館改修工事完了に伴う内覧会の実施について」を報告してください。

部 長 8 月 18 日に、狛江市民総合体育館の内覧会を実施します。午前 10 時 30 分からは市長、午前 11 時からは市議会議員、市議会議員を予定しており、市議会議員、市議会議員については、庁議後、案内の通知を送付します。

なお、職員の内覧会については、備品等搬入後の 9 月下旬を予定しています。

市 長 職員ということは、部長も同じく 9 月下旬ということでしょうか。

部 長 その予定です。

市 長 続いて、報告事項 5「市民協働事業提案制度の応募状況について」を報告してください。

部 長 行政提案型市民協働事業及び市民提案型市民協働事業について、6 月 1 日から 7 月 31 日まで募集を行いました。

行政提案型については各部署より提出された 7 件のテーマで募集を行ったところ、市民活動支援センターが中心となり担当課と団体を含め調整を行い、最終的に 2 件の応募がありました。また、市民提案型については 5 件の応募がありました。

今後、8 月 29 日にプレゼンテーションを行う予定ですが、審査を実施するに当たり、狛江市市民参加と市民協働に関する審議会から団体が想定する担当部署のコメントを求められているため、庁議後に意見照会についての依頼をさせていただく予定です。

なお、様式中の協働事業を希望する部署については、あくまで現時点で団体側が協働事業を希望している部署となり、現在各事業において団体と担当課の調整状況にばらつきがあるようですが、少なくとも現時点の所管施策において、団体が提示している課題等に対し、主管課としてどのように捉えているかという視点で回答をお願いします。

また、プレゼンテーション終了後は、同審議会としての意見をまとめた答申を受けて、庁議において事業の実施及びその実施内容等について審議いただきます。その結果を踏まえ、担当部署を正式に決定し、令和 9 年度の事業実施に向けた予算編成等に入ることとなります。

市 長 本件について、質問等ありますか。

部 長 「協働実施を希望する部署名」というのは、あくまでも現時点であって、今後の調整によって変更する場合や追加される場合もあるということでしょうか。

部 長 そのように考えています。

市 長 各部の協力をいただき、件数は多くなっています。今後、予算が通り実行される際には協力をお願いします。

続いて、報告事項6「こまバス運行ダイヤの改正について」及び報告事項7「狛江市デマンド交通「チョイソコこまえ」実証運行の概要について」を報告してください。

部 長 7月21日庁議で報告しました、こまバスのダイヤ改正に関する要望について、7月29日の地域公共交通会議における協議の結果を報告します。

こまバスの運行事業者である小田急バス株式会社より、要望書に基づいて運転士の確保が困難である旨の説明があり、協議しました。協議の結果、1日当たりの運行回数を、現行の18便から9便へ減便するダイヤ改正を10月1日に行うことが承認されました。

今後、広報こまえ及び市ホームページ、バス停等への掲示により、本内容の周知を進めます。

続いて、狛江市デマンド交通「チョイソコこまえ」実証運行の概要についてですが、7月21日庁議においてこまバスのダイヤ改正要望と併せて報告したデマンド交通実証運行について、実証運行の概要が決定しました。

概要については、7月29日に地域公共交通会議において資料のとおり協議し、承認されました。また、道路運送法に基づいて、受託事業者から許可申請を行いました。

各部においては、乗降ポイントの設置及び事業周知に向け、様々な御協力をお願いすることとなりますので、お取り計らいをお願いします。設置する乗降ポイントが確定し、周知する内容の確定後、改めて報告します。

市 長 こまバスのダイヤ改正で減便となり、市民の皆様の足の確保ができなくなる中で、デマンド交通の実証運行をします。バスの減便により、自転車利用が増えると見込まれるため、駅周辺の駐輪場の確保について、対策を含め検討してください。

その他ありますか。

部 長 （仮称）西和泉スポーツ施設に関する説明会・多摩川住宅地区地区計画まちづくり懇談会の実施結果についてです。

7月31日及び8月1日に西河原公民館にて、（仮称）西和泉スポーツ施設に関する説明会・多摩川住宅地区地区計画まちづくり懇談会を実施しました。

7月31日は34人、8月1日は31人、合計65人の参加がありました。当日は、調布市都市整備部まちづくり推進課の職員も出席し、資料の説明を30分程度、その後、質疑応答の時間を60分程度設けました。

主な質疑では、「防災拠点としての具体的な設備等はどのようなものがあるか」、「グラウンド内に観覧席、日陰となるような場所は無いか」「オブスタクルボックスはどのようなものか」等の質問がありました。

これらの質問に対しては、「防災拠点としての具体的な設備は非常用発電機、太陽光発電、災害対応トイレ、備蓄倉庫等がある」、「基本計画には無いが、屋根付移動式ベンチ等の設置を検討していること、テラスやグラウンド横の会議室の利用が可能」、「オブスタクルスポーツはロサンゼルスオリンピックから馬術に替わり近代五種に採用される競技であり、今回設置するものは、9つの障害物を体験できる練習用のボックスである」と回答しました。

なお、説明会・懇談会に参加できなかった方や質問できなかった方、追加の質問や意見を9月1日まで受け付けています。

説明会・懇談会開催に協力いただいた企画財政部、総務部、都市建設部の皆さまにはお礼申し上げます。

市 長 様々な部にまたがっており、関連部がこの状況を知らないとは次には進めません。各部で情報を共有して進めてください。

他にありますか。

部 長 「令和8年熊本地震宇土市災害義援金」の受付開始に伴う募金箱の設置についてです。

狛江市としては、熊本県宇土市との災害時相互応援協定を締結しているため、「令和8年熊本地震 宇土市災害義援金」として、各公共施設等へ募金箱を設置し、市公式ホームページにおいても義援金の周知を行っています。

募金箱の設置期間は、7月31日から10月30日までを予定しています。設置場所は市内10施設とし、各公共施設等には事務連絡にて協力を依頼しています。

なお、日本赤十字社では、熊本県全域での義援金の受付も行っているため、市公式ホームページで周知しています。

市 長 本件について、質問等ありますか。

部 長 7月31日から募金箱を設置し、市ホームページにも掲載しているということであれば、庁議報告前であっても、職員に向けて早めに庁内掲示板で周知した方が良いのではないかと思います。

市 長 狛江市社会福祉協議会は熊本県全域の募金を受け付けるのですか。何かアナウンスするか聞いていますか。

部 長 現時点で聞いていませんが、情報がありましたら報告します。

市 長 粕江市は災害時の協定を結んでいる宇土市に特化して義援金の受付を行います。

他に何かありますか。

部 長 ふるさと応援寄付についてですが、4月の組織改正でふるさと納税の窓口は地域文化スポーツ部になりましたが、地域文化スポーツ部、市民部、企画財政部で調整して対応について検討します。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、8月18日午前9時00分から開催します。